

令和 7 年 度 償却資産（固定資産税）申告の手引

平素は岸和田市税務行政につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
岸和田市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により、
申告が義務付けられております。手引をご参照のうえ、申告してください。

提出期限 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

※期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、
1 月 1 0 日（金）までの申告にご協力をお願いします。



■ 申告の際のおねがい ■

- 郵送で提出される場合は、裏表紙の宛名ラベルを切り取ってご利用ください。
- 郵送により申告される方で、受付印を押した申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず切手を貼付し、送り先を記入した返信用封筒を同封してください。
- 償却資産をお持ちでない場合や、休業、廃業等の場合は、申告書右下の 18 備考欄の該当する番号を○で囲み、内容を記入して申告書を提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少がない場合は、申告書右下の 18 備考欄の 1. 資産の増減なしを○で囲み、申告書を提出してください。

≪ 岸和田市ホームページから、申告書様式をダウンロードできます ≫

固定資産税（償却資産）のページの検索方法 ①

→

岸和田市 償却資産

検索

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/16/syoukyakugaiyou.html>



償却資産申告書様式のページの検索方法

→上記①を検索またはQRコード読取→「申告書様式・申告の手引ダウンロード」クリック

≪ 申告書の提出先及びお問い合わせ先 ≫ ※FAXによる申告は不可

〒596-8510 （岸和田市役所専用郵便番号）

大阪府 岸和田市 岸城町 7 番 1 号

岸和田市役所 財務部 固定資産税課 管理・償却資産担当

代表電話 072-423-2121 （内線 2633 ・ 2634）

直通電話 072-423-9426

FAX 072-423-4644 （岸和田市役所代表番号）

※FAXにてお問い合わせの際は、宛名に≪固定資産税課 管理・償却資産担当≫

とご記入ください。

【 目 次 】

1	償却資産とは	
1	償却資産とは	2 頁
2	申告の対象となる償却資産	2 頁
3	償却資産の種類と具体例	2 頁
4	特殊自動車の取扱い	3 頁
5	申告対象とならない資産	3 頁
6	リース資産	3 頁
7	償却資産となる建物附属設備	4 頁
8	賃貸用共同住宅における償却資産の例	4 頁
9	建物の賃借人（テナント）が取り付けた建物附属設備について	5 頁
10	建物附属設備等における家屋と償却資産の区分例	5 頁
11	業種別の主な償却資産	6 頁
2	申告から課税までのながれ	7 頁
3	評価額の算出方法について	
1	取得価額	8 頁
2	課税標準額	8 頁
4	課税標準の特例・減免・非課税等	
1	課税標準の特例	9 頁
2	税額の減額・免除	9 頁
3	非課税となる償却資産	10 頁
5	申告の方法について	
1	申告区分と提出書類	10 頁
2	申告における留意事項	10 頁
3	電算（全資産）申告をする場合の留意事項	11 頁
4	電子申告 eITAX（エルタックス）にて申告書を提出される場合の留意事項	11 頁
5	申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	12 頁
6	実地調査等	12 頁
7	過年度への遡及（そきゅう）について	12 頁
8	国税の取扱いとの主な違い	12 頁
6	償却資産申告書の書き方	
1	申告書の書き方	13 頁
2	種類別明細書等の書き方	15 頁
7	償却資産に関する Q & A	
1	申告に関すること	17 頁
2	申告対象資産について	18 頁

★ この手引は、令和 6 年 7 月現在の法令等に基づいて作成しています。

1 償却資産とは

1 償却資産とは

「償却資産」とは、工場や商店等を経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けしている方が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の固定資産をいいます。「事業のために用いている」とは、その資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、他人の事業のために貸し付ける場合も含まれます。

2 申告の対象となる償却資産

「申告の対象となる償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業のために用いることができる固定資産でその減価償却額又は減価償却費が所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外）をいいます。

次のような資産も事業のために用いることができる状態であれば、申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産のうち1月1日までに事業の用に供されている場合
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (4) **償却済資産（減価償却を終えた資産）**
- (5) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (6) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (7) 取得価額が20万円未満の資産であっても税務会計上固定資産勘定に計上されている資産
- (8) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- (9) 修理時の改良費のうち資本的支出としたもの（新たな資産を取得したことになります。）
- (10) リース資産であっても、契約満了後に借主の所有物となる資産（所有権留保付売買資産）

3 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資 産 の 種 類	対 象 資 産（例） ※3～5頁とあわせてご参照ください。
1 構 築 物 （建物附属設備等）	駐車場の舗装、構内舗装、門、塀、フェンス、擁壁、防潮堤、側溝、広告塔 庭園・緑化施設、自転車置場、カーポート、簡易間仕切、 事業用給排水設備、賃借人（テナント）が施工した内装・造作・建築設備等 屋外電灯（配線）、受変電設備、発電設備、蓄電池設備、中央監視制御装置等
2 機 械 及 び 装 置	各種事業用機械及び装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備等
3 船 舶	漁船、釣り船、遊覧船、モーターボート、はしけ等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等 （ナンバープレートの分類番号が「0、00～09、000～099」及び 「9、90～99、900～999」の車両）（詳細は3頁参照） ※自動車税・軽自動車税の課税対象であるものは除きます。
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、プリンター、各種事務機器・用品、各種測定機器及び工具 ルームエアコン、レジスター、陳列ケース、応接セット、ロッカー、テレビ等 金庫、医療機器、理容・美容機器等、自動販売機、LAN設備等

4 特殊自動車の取扱い

特殊自動車は、車両の大きさや最高速度により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類されます。大型特殊自動車は固定資産税（償却資産）、小型特殊自動車は公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の対象となります。

種 類	自動車の構造及び原動機	小型特殊自動車	大型特殊自動車
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレード、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	①長さ4.70m以下 ②幅1.70m以下 ③高さ2.80m以下 ④最高速度15km/時以下 ①～④全ての要件を満たしている場合 軽自動車税	左記以外は 償却資産
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び（※1）国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満 軽自動車税	最高速度35km/以上は 償却資産
そ の 他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	—	償却資産

※1…農耕作業用トレーラは、令和元年12月25日から、けん引車が小型特殊自動車か大型特殊自動車（自動車検査証にけん引時の速度制限の基準緩和を受けた旨の記載があるもの）の場合、これまで償却資産として課税対象であったものが、軽自動車税の課税対象に変更されています。
けん引車である農耕トラクタの最高速度が時速35kmを超える場合は、大型特殊自動車として償却資産の対象となります。

5 申告対象とならない償却資産

- （1） 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要（小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等。上記「4 特殊自動車の取扱い」参照）
- （2） 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- （3） 繰延資産（開業費等）、棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- （4） 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入されたもの
- （5） 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

6 リース資産

リースに供されている資産の申告義務は、原則としてリース会社（資産の所有者）にあります。ただし、割賦販売が行われる場合（リース期間終了後に所有権が移転されることになっている場合等）は、資産の使用者（実質的な買主）が申告を行う必要がありますので、ご注意ください。

また、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において売買取引として取り扱われることになりましたが、償却資産の申告については、従来通りリース会社（資産の所有者）から行うこととなります。

ファイナンス・リース取引に係るリース資産で所有者の取得価額が20万円未満のものは、償却資産の申告対象外となります。

7 償却資産となる建物附属設備

建物附属設備とは、電気、ガス、給排水、衛生、空気調和設備等を指し、本来、家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備のことです。

一般的に、これらの設備は家屋として取扱いますが、事業のために用いている家屋に取り付けられた附属設備については、その構造や利用状況、家屋との一体性の程度等からみて家屋ではなく、償却資産として取扱うものがあります。

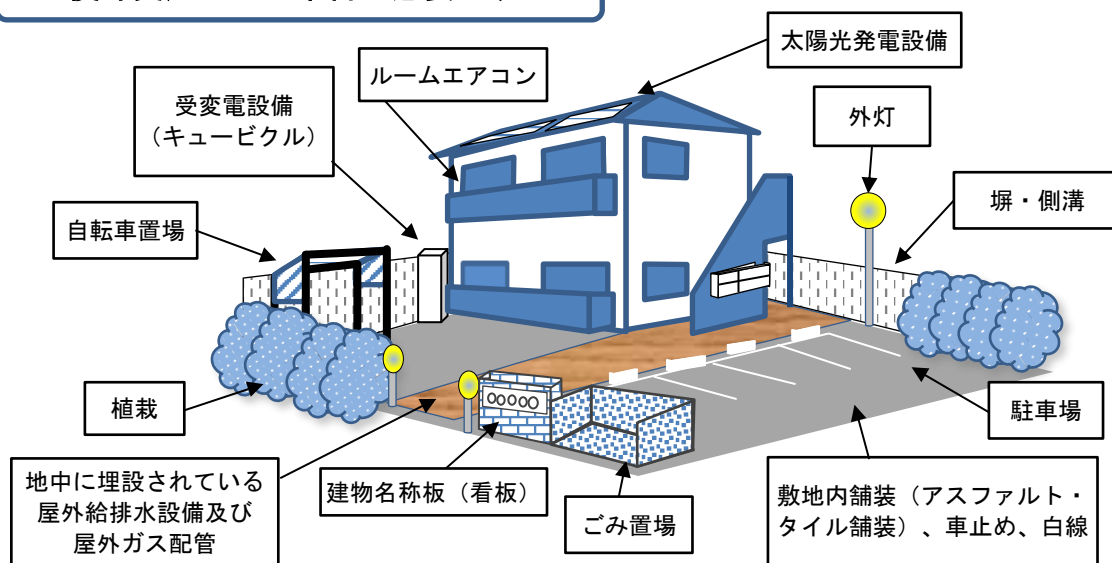
なお、償却資産となるものは、次のようなものです。（5頁に「10建物附属設備等における家屋と償却資産の区分例」を掲載していますので、あわせてご参照ください。）

● 工場における生産設備の一部と認められるもの
機械の熱動力源、大規模な給排水設備、ボイラー、動力配線、工場等のベルトコンベアー等
● 特定の生産の用に供されるもの
冷凍冷蔵倉庫関連設備、製氷業の冷凍冷蔵設備等
● 品質管理又は機器の保守管理上不可欠と認められるもの
繊維・精密機械工場等における特定用途のための温湿度調和設備、防塵集塵設備等
● 独立して機械的性格のつよいもの
キュービクル、中央監視制御装置等
● 特定の業務の用に供されるもの
病院・百貨店・ホテル等で顧客の求めに応ずる厨房設備、立体駐車場の駐車設備等
● 家屋と構造上一体となっていると認められないもの
簡易間仕切、店用簡易装備等
● 一連の設備のうち屋外に敷（布）設されている部分
ガス供給設備の屋外配管、給排水設備の屋外配管、給排水ポンプ、井戸等

8 賃貸用共同住宅における償却資産の例

賃貸用共同住宅について、税務会計上において建物附属設備を建物本体に含めて一括で減価償却をしていますが、地方税法上で家屋の評価に含まれない建物附属設備は償却資産として申告が必要です。

償却資産として申告が必要です！



建物の賃借人（テナント）が自己の事業用として取り付けた建物附属設備（建築設備・内装等）については、以下の「建物附属設備等における家屋と償却資産の区分例」に関係なく賃借人（テナント）の方が、償却資産として申告してください。

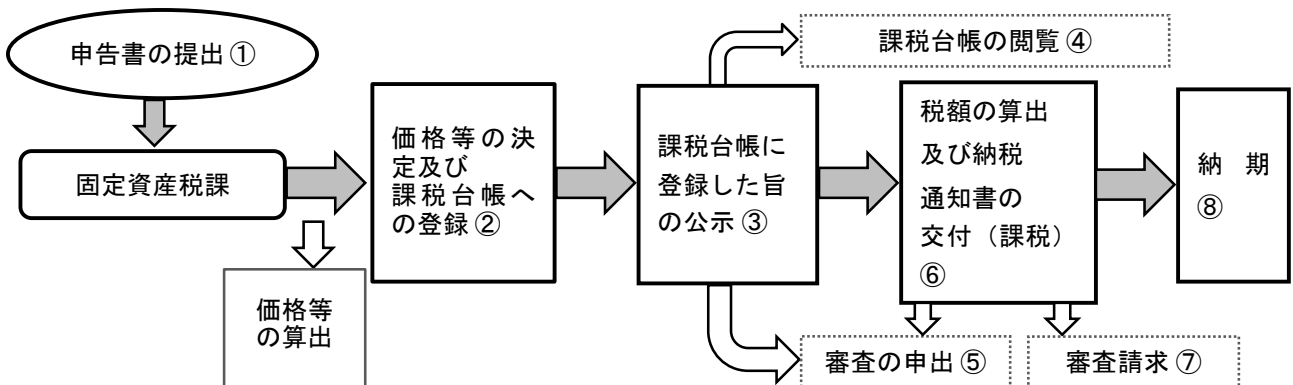
下の表は、一般的な区分の例示で、必ずしもこの例によらない場合もあります。

区分	設備の種類	償却資産の取り扱いとするもの	家屋の取り扱いとするもの
電気設備	変電配電設備	変圧設備、生産事業用動力配線、屋外配線	建築設備用動力配線 (エレベーター)
	電灯照明設備	ネオンサイン、水銀灯、投光器、スポットライト 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備（照明器具、配線、配管）
	電話設備	電話機、電話交換機等、LAN設備一式	配管、配線、端子盤等
	放送設備	スピーカー、マイク	配管、配線、電鈴等
衛生設備	給排水設備	屋外給排水設備、引込工事、モーター、井戸	屋内給排水設備
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器等） 貯水槽、煙突	左記以外の中央式給湯設備
	ガス設備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具	屋内配管
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）	家屋と一体になっている設備 (ボイラー、ヒートポンプダクト含)
	換気設備	扇風機、工業用送風装置	換気設備、換気扇、天井扇
消火設備	消火設備	消火栓設備のホース、ノズル、各種消火器 屋外の消火栓設備、パッケージ型消火設備	火災報知設備、避雷設備、消火栓、 スプリンクラー設備、泡消火設備
運搬設備	運搬設備	ベルトコンベアー、垂直搬送機	エレベーター、ダムウェーター
サービス設備	厨房設備	業務用（飲食店、ホテル、百貨店、病院等）の サービス設備一式	サービス設備以外の設備
	医療用設備	医療用ガス設備、消毒設備、手術用機器 X線設備、MRI室シールド工事	配管
その他	店舗及び事業用造作設備 (店舗簡易装備)	移動性の販売台、営業台、カウンター 簡易間仕切、ショーウィンドー、壁面飾り棚等 で家屋の一部と接着するも容易に取りはずせるもの	造りつけの家具、カウンター、床、 天井、内壁仕上げ等破損しなければ 分離しえない程度に家屋と一体をなすもの
	構築物等	アーケード、日よけ、門、塀、庭園、防火壁、 その他各種外構工事、塵芥焼却炉設備等、 アスファルト舗装路面、自転車置場 看板（サイン工事含む）	

11 業種別の主な償却資産

業 種	対象となる償却資産の例
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、太陽光発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、看板、ネオンサイン、広告塔、簡易間仕切、パソコン、コピー機、応接セット、キャビネット、レジスター、自動販売機、LAN設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、プレス機、金型、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備、構内舗装、溶接機、福利厚生設備等
印 刷 業	各種印刷機、製版機、裁断機、無線綴機、丁合機、帯掛機等
農 業	ビニールハウス、耕運機、乾燥機、脱穀機、粃摺り機、動力噴霧器、農業用設備、農耕用車両等 (小型特殊自動車を除く。詳細は3頁「4 特殊自動車の取扱い」参照)
漁 業	漁船、船外機、GPS、魚群探知機、漁網、タービン、ポンプ等
建 設 業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等）、ポンプ、ミキサー、ポータブル発電機、コンクリートカッター、測量機器等
飲 食 業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、放送設備、カラオケ機器、テーブル、椅子、日よけ、室内装飾品、製氷機等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、陳列台、日よけ等
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、パーマ器、消毒殺菌器、タオル蒸器、サインポール等
医院、歯科医院	医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、薬品戸棚、陳列ケース、各種事務機器、待合用椅子等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置、給排水設備等
不動産賃貸業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場の舗装、自転車置場、屋外給排水設備、外灯、ごみ置場、太陽光発電設備、宅配ボックス等
駐車場・駐輪場業	受変電設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、料金精算機、屋外電気配線、外灯、アスファルト舗装、白線、サイクルラック等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、オイルチェンジャー、洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、地下タンク、防火壁等
浴場業	温水器、ろ過機、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備、ボイラー等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、調光設備、放送設備、厨房設備、洗濯設備、カラオケセット、カーテン、ボイラー、ルームインジケーター設備等
カラオケボックス	カラオケ機器、接客用家具、照明設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、島設備、店内放送設備、防犯監視設備、受変電設備等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、人工芝、照明設備、ガット張機等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝生、芝刈機、ボール洗浄機、集玉設備等

2 申告から課税までのながれ



① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在岸和田市に所有している償却資産を、令和7年1月31日までに申告してください。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示します。

④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、岸和田市において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月以内に岸和田市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

⑥ 税額の算出及び納税通知書の交付（課税）

下の算式により税額を算出し、5月上旬に納税通知書を交付します。税率は100分の1.4です。

課税標準額（1,000円未満切捨て）× 税率（100分の1.4）＝ 税額（100円未満切捨て）

（例）課税標準額が600万円の場合、年税額は8万4千円となります。

なお、価格等算出の結果、課税標準の合計額が150万円（免税点）未満の場合には課税されません。

ただし、免税点未満であっても申告は必要です。

⑦ 審査請求

課税の内容について不服のある方は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、市長に審査請求をすることができます。

⑧ 納期

年4回の納期に分けて納めていただくことができます。

第1期（5月末日）、第2期（7月末日）、第3期（11月末日）、第4期（2月末日）

3 評価額の算出方法について

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

1 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額をいいます。引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、圧縮前の金額を記入してください。

2 課税標準額

次のように資産一品ごとに評価額を求め、その合計額を課税標準額とします。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

(1) 前年中に取得したもの（令和6年1月2日から令和7年1月1日までの取得）

取得価額 × 前年中取得分の減価残存率（A列）＝ 評価額

(2) 前年前に取得したもの（令和6年1月1日以前の取得）

前年度評価額 × 前年前取得分の減価残存率（B列）＝ 評価額

【 償却資産 減価残存率表 】 減価残存率 $A = 1 - r / 2$ 、 $B = 1 - r$

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

4 課税標準の特例・減免・非課税等

1 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び地方税法附則第15条、第15条の2、第15条の3の規定に該当する資産については固定資産税が軽減されます。該当する資産を新たに取得された方は「償却資産の特例の適用申告書」をご請求いただくか、市のホームページから様式をダウンロードしていただき、特例に該当することが確認できる書類を添付して申告してください。

なお、該当する資産には、種類別明細書の摘要欄に「特例」と記入をお願いします。

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

適用条項	特例対象資産	特例課税率	添付書類
地方税法第349条の3第5項	内航船舶	1/2	・船舶原簿、船舶票及び登録票の写し等
地方税法附則第15条第2項第4号	産業廃棄物処理施設	1/3	・産業廃棄物処理施設設置許可書の写し
地方税法附則第15条第25項第2号 市税条例附則第13条第13項	新たに取得した特定バイオマス発電設備（令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分）（※1）	最初の3年間 6/7 （わがまち特例）	・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
地方税法附則第15条第44項	中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って新規取得した先端設備等（令和5年4月1日～令和7年3月31日取得分）（※2）	最初の3～5年間、1/2または1/3	・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し（先端設備等導入計画を含む） ・認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する確認書 ・認定経営革新等支援機関による先端設備等による先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ・リース契約書の写し（※2） ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し（※2） ※2ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合に必要書類です。

※1…再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第3条第27号に定める設備の区分等に該当する設備（木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が一万キロワット以上二万キロワット未満のもの）

※2…特例の適用については、資産の取得前に産業政策課で発行する認定書の取得が前提となります。

認定申請などの詳細については以下のページをご参照ください。

○先端設備等導入計画の認定について ホームページの検索方法

→「岸和田市 先端設備」検索

2 税額の減額・免除

岸和田市市税条例第77条及び岸和田市市税条例施行規則第7条の規定に該当する資産については固定資産税が減額・免除されます。該当する資産を取得されている方は「固定資産税（償却資産）減免申請書」をご請求いただき、減額・免除に該当することが確認できる書類等を添付して申請してください。

該 当 資 産 (例)
公益社団法人又は公益財団法人が直接公益の用に供する償却資産（有料で借り受けて使用するものを除く）
特定非営利活動促進法第2条第2項の法人が直接公益の用に供する償却資産（有料で借り受けて使用するものを除く）
公衆浴場法第1条に規定する公衆浴場の用に供する償却資産
火災等の災害により滅失又は甚大な損害を受けた償却資産

3 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び地方税法附則第14条の規定に該当する資産については、固定資産税が非課税となります。該当する資産を新たに取得された方は「償却資産非課税の適用申告書」をご請求いただくか、市のホームページから様式をダウンロードしていただき、非課税に該当することが確認できる書類等を添付して申告してください。なお、該当する資産には、種類別明細書の摘要欄に「非課税」と記入をお願いします。

【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

該 当 資 産 （ 例 ）
社会福祉法人、医療法人等その他政令で定めるものが運営する児童福祉施設又は老人福祉施設、□社会福祉事業等の用に供する償却資産（地方税法第348条第2項）

5 申告の方法について

1 申告区分と提出書類

申告区分		提出書類			主な記入事項
		申告書	種類別明細書		
			増加資産・ 全資産用 緑色用紙	減少 資産用 赤色用紙	
前年度に 引き続き の申告	資産の増加あり	○	○		種類別明細書に令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加（減少）した資産、申告もれの資産等を記入
	資産の減少あり	○		○	
	資産の増減なし	○			申告書右下「1. 資産の増減なし」に○
	転出・廃業・ 解散等	○			申告書右下「3. 市内事業所の廃止」「4. 廃業」「5. 解散」等の該当するものに○を囲んで、その年月日を記入
	休業等	○			申告書右下「6. その他」のカッコ欄に『休業』とその年月日を記入
初めての 申告	資産あり	○	○		令和7年1月1日現在所有されている資産を全部記入
	資産なし	○			申告書右下「2. 該当資産なし」に○
電算（全資産）申告		○	○		令和7年1月1日現在所有されている資産を全部申告

2 申告における留意事項

- 償却資産種類別一覧表は、申告済みの資産について記載しています。必ず内容を確認してください。
- 申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
- 個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出していただく際、マイナンバー法に定める本人確認をさせていただきます。次のア～ウを確認していただき、必要な資料をご用意ください。

ア 本人が申告書を提出する場合

確 認 内 容	確 認 資 料
個人番号確認	個人番号カード（裏面）、通知カード（記載事項と現在の内容が異なる場合は無効） 住民票の写し（個人番号が記載されたもの）等
本 人 確 認	個人番号カード（表面）、運転免許証等の顔写真付き身分証明書等

イ 代理人が申告書を提出する場合

確 認 内 容	確 認 資 料
本人の 個人番号確認	本人の個人番号カードの写し（裏面）、本人の通知カードの写し（記載事項と現在の 内容が異なる場合は無効）、本人の住民票の写し（個人番号が記載されたもの）等
代理人の 本人確認	代理人の個人番号カード（表面）、代理人の運転免許証等の顔写真付き身分証明書等 代理人の税理士証票
代理権の確認	税務代理権限証書、委任状等

※法人番号を記載した申告書の提出・eTAX（電子申告）の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ウ 郵送で提出する場合

アまたはイの表に記載された確認資料の写しを同封してください。

- (4) 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の2枚目の写しは、本人控えとして保管してください。
- (5) 申告書を郵送で提出する方で受付印を押した本人控えの返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。個人の場合は（マイナンバー記載のため）、簡易書留料金分を含めて切手を貼付してください。
- (6) 申告書の記載内容が、直近の確定申告における「減価償却費の計算」又は「法人税申告書別表16」等の内容を参照し、申告もれや数字のずれ等がないかをご確認ください。
- (7) 住所・氏名（又は法人名）について変更がある場合
申告書の所有者欄に印字されている住所・氏名（又は法人名）を二重線で訂正のうえ、申告書右下「18備考」欄の「6. その他」のカッコ欄に、変更理由等を記入してください。

3 電算（全資産）申告をする場合の留意事項

企業独自の電算処理方式により申告される場合は、次の事項を踏まえて申告してください。

- (1) 償却資産申告書は、可能な限り、岸和田市所定の用紙を使用してください。
企業独自の申告書を使用される場合は、各項目の内容を満たすとともに、右上余白に岸和田市が設定した「所有者コード（10桁の数字）」と「電算」の文字を記入してください。
※岸和田市が送付する二部複写の償却資産申告書の用紙は、企業独自の様式を使って申告される場合でも、申告書類に添付して提出してください。
- (2) 種類別明細書は各項目内容を満たすとともに、資産に増減がない場合でも全資産申告してください。
- (3) 評価額は評価基準に定める方法により毎年全資産を対象に算出し、資産種類毎の合計額を算出してください。
- (4) 修理等の改良費のうち資本的支出としたものは、本体部とは別個の資産とみなして申告してください。
- (5) 圧縮記帳を行った減価償却資産については、圧縮前の取得価額をもとに申告してください。

4 電子申告 eTAX（エルタックス）にて申告書を提出される場合の留意事項

電子申告eTAX（エルタックス）により申告される場合は申告書右上の「所有者コード」を入力してください。「所有者コード」は岸和田市から送付しました償却資産申告書の一番右上に印字されている10桁の数字です。

【申告書提出用】

※ 所有者コード

(償却資産課税台帳)

決算月 月

1234567890

4 事業種目 (資本金等の額)	百万円	8 短縮耐用年数の承認	有・無
5 事業開始 年月	年 月	9 増加償却の届出	有・無
6 この申告に応 答する者の係 及び氏名	(電話	10 非課税該当資産	有・無
	)	11 課税標準の特例	有・無
		12 特別償却又は圧縮記帳	有・無

第二十六号様式

5 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第386条及び市税条例第81条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて、延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

6 実地調査等

申告書を受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）の規定により、実地調査を行っております。実地調査では、減価償却資産明細書（所有資産の内容が確認できる書類）等と、岸和田市への申告内容を照合しています。その際はご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、地方税法第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）の規定により、国税資料等の閲覧を行っています。これらの調査等により申告もれ資産等が判明した場合は、現年度だけではなく過年度に遡及して課税することがありますので、ご注意ください。

7 過年度への遡及（そきゅう）について

申告内容の修正や資産の申告もれ等による税額変更の際には、地方税法第17条の5の規定により、その年度だけでなく資産を取得された翌年度まで（最大5年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（7頁「⑧納期」をご参照ください）と異なり、納期は1回となりますので、ご注意ください。

8 国税の取扱いとの主な違い

項 目	固 定 資 産 税 の 取 扱 い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の基準日	暦 年（賦課期日：1月1日）	事 業 年 度（決 算 期）
減価償却の方法	原則として『固定資産評価基準』に定める減価率による 8頁「減価残存率表」をご参照ください。 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物及び構築物・建物附属設備については定額法）
前年中の新規取得	半年償却（1/2）	月割償却
圧 縮 記 帳	認められない	認められる
特別償却、割増償却、即時償却（租税特別措置法）	認められない	認められる
増 加 償 却（所得税、法人税）	認められる	認められる
評価額の最低限度	取得価額の5%（100分の5）	備忘価額（1円）
改 良 費	区分評価	原則区分評価
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	金額にかかわらず認められない	認められる

6 償却資産申告書の書き方

1 申告書の書き方

※申告書は市ホームページからダウンロードできます。
書き損じた場合等にご活用ください。

税理士等が関与している
場合は、その所属組織、
氏名、電話番号を記入し
てください。

申告書の内容について問
い合わせ先となる経理担
当等の部署、氏名、電話
番号を記入してください。

決算月を記入して下さい。

法人税法施行令第57条第1項又は所
得税法施行令第130条第1項の規定に
より、国税局長の承認を受け耐用年数
の短縮を行っている資産の有無につ
いて該当する方を○印で囲んで下さい。
なお「有」に該当する場合は、「耐用
年数の短縮承認通知書」の写しを添付
して下さい。

法人税法施行令第60条又は所得税法
施行令第133条の規定により、税務
署長に増加償却の届出を行っている資
産の有無について該当する方を○印で
囲んで下さい。
なお「有」に該当する場合は「増加償
却届出書」の写しを添付して下さい。

租税特別措置法の規定による特別償却
及び法人税法第42条から第50条ま
で及び第142条の規定又は所得税法
第42条から第44条まで及び第58
条の規定による圧縮記帳の有無につ
いて該当する方を○印で囲んで下さい。

岸和田市内における事業所等、資産の
所在地を記入して下さい。
また、2つ以上の事業所等があり、複
数の資産の所在地がある場合には、そ
れぞれ所在地名を記入し、その主たる
番号を○印で囲んで下さい。

事業所用家屋の所有区分について
該当する方を○印で囲んで下さい。

岸和田市内に事業所がない場合、
「6. その他」に『市内事業所なし』
と記入して下さい。
『休業』している場合は、「6. そ
他」に『休業』と記入し、休業年月日
も記入して下さい。
1. ～5. の場合は、10頁をご参照
下さい。



受付印

令和 年 月 日
岸和田市長様

令和 7 年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

決算月 6 月

【申告書提出用】
※所有者コード
1234567890

1 (ふりがな) 住所
(又は納税通知書送付先)
〒596-8510
岸和田市岸城町7番1号

2 (ふりがな) 氏名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
岸和田城印刷 株式会社

3 個人番号又は法人番号
1 2 3 4 5 6 7 8 9 7 0 0 7

4 事業種目
(資本金等の額)
印刷業
(100 百万円)

5 事業開始年月
昭和63 年 4 月

6 この申告に
応答する者の係
及び氏名
経理課 中央 花子
(電話 072-423-△△△△)

7 税理士等
の氏名
岸城会計事務所 千亀利 太郎
(電話 072-423-〇〇〇〇)

8 短縮耐用年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮記帳
有・無

13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法

14 青色申告
有・無

資産の種類	取得価額												計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)			
	前年までに取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)							
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物		13	601	700						1	967	000		15	568	700
2 機械及び 装 置		15	293	000		6	352	000		1	126	000		10	067	000
3 船 舶																
4 航 空 機																
5 車両及び 運 搬 具																
6 工具、器具 及び備品		4	160	000		1	050	000			512	000		3	622	000
7 合 計		33	054	700		7	402	000		3	605	000		29	257	700

資産の種類

評 価 額
(ホ)

※ 決 定 価 格
(ヘ)

※ 課 税 標 準 額
(ト)

1 構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
2 機械及び 装 置												
3 船 舶												
4 航 空 機												
5 車両及び 運 搬 具												
6 工具、器具 及び備品												
7 合 計												

15 市(区)町村
内における事業
所等資産の所
在地
①岸和田市岸城町7番1号
②
③

16 借用資産
(有・無)
貸主の名称等
さしわだリース株式会社

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)
※以下の該当する番号を○で囲んでください。
1. 資産の増減なし 2. 該当資産なし
3. 市内事業所の廃止 令和 年 月 日
4. 廃 業 令和 年 月 日
5. 解 散 令和 年 月 日
6. その他(市内事業所なし、休業等、具体的に記入してください。
19 申告書等は郵送されても差し支えありません。
「申告者用(控)」が添付されている場合は、受付印を押印のうえ返送
しますので、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

(イ)
前年までの申告者には印字
済みです。
令和6年1月1日現在の
取得価格の合計です。

(ロ)
令和6年中に減少した
資産の取得価格です。

(ハ)
令和6年中に増加した
資産の取得価格です。

(ニ)
令和7年1月1日現在の取得価格
の合計です。
(ニ) = (イ) - (ロ) + (ハ)

この色付き部分は記入する必要はありま
せん。ただし、11頁の電算申告方式に
て申告される方は、記入してください。

※ 令和6年中とは、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの期間です。

2 種類別明細書等の書き方

※ 種類別明細書（増加資産・全資産用）、種類別明細書（減少資産用）は市ホームページからダウンロードできます。不足がある場合等にご活用ください。

1 種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・《緑色の用紙》

(1) 増加した資産の明細を記入してください。

(2) 資産の種類
各資産の種類に区分して、その番号を記入してください。
種別毎に別用紙にする必要はありません。

番 号	資 産 の 種 類
1	構築物（建物附属設備等）
2	機械及び装置
3	船 舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

(3) 資産の名称等
漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベット等を使用し、
左詰めで記入してください。
又、資産名が20字を超える場合は、20字以内にまとめてください。
なお、濁点・半濁点は1字分として数える必要はありません。

(4) 取得年月
資産を取得した年月を記入してください。
自家製償却資産の場合は、使用開始年月となります。

(5) 取得価格
資産を取得するために要した金額を記入してください。
他から購入した償却資産には購入の代価に付帯費を、自家製償却資産には建設、製作等のための原材料費に労務費、経費及び付帯費の額を含めた金額となります。

(6) 耐用年数
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に定める耐用年数です。

2 種類別明細書（減少資産用）・・・《赤色の用紙》

(1) 減少した資産の明細を記入してください。

(2) 抹消コード
減少させる資産を特定するための8桁コードです。
同封の「償却資産種類別一覧表」に記載の資産コードを記入してください。

(3) 取得価額
減少する資産の取得価額を記入してください。
一部減少の場合は、その減少する価額を記入してください。

3 変更用明細書⇄種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・《緑色の用紙》

申告済資産の取得価額、取得年月等に変更がある場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）を使用し、『変更用明細書』と書き替えて、変更内容を記入してください。

令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

法人税または所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

（増加提出用）

所有者コード		所有者名		1枚のうち						
1	2	岸和田城印刷株式会社		1枚目						
行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	価額	課税標準額	増加事由	摘要
01	1	駐車場舗装		H	5,346,700	0.			①・2 3・4	申告もれ
02	1	門扉・フェンス		R	1,967,000	0.			①・2 3・4	
03	2	裁断機		R	1,126,000	0.			①・2 3・4	
04	6	ルームエアコン		H	996,000	0.			1・2 ④・4	大阪本店から移動
05	6	パソコン		R	512,000	0.			①・2 3・4	

記入不要

資産の名称は、漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベット等を使用して、20字以内にまとめて記入してください。なお、濁点、半濁点は1字分として数える必要はありません。

記入不要

1～4のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。
1 新品取得 2 中古品取得
3 移動による受入れ 4 その他

令和7年度 種類別明細書（減少資産用）

（減少提出用）

所有者コード		所有者名		1枚のうち					
1	2	岸和田城印刷株式会社		1枚目					
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分	摘要
01	2	62001126	フォーム印刷機		H	5,141,000		1・②・3・4 ①・2	
02	2	21002036	製本用機材		H	1,211,000		1・2・③・4 ①・2	名古屋支店へ移動
03	6	19101054	コピー機		H	1,050,000		①・2・3・4 1・④	取得価額210万円(4台)のうち、105万円(2台)を売却
04								1・2・3・4 1・2	

同封の「償却資産種類別一覧表」に記載の資産コード及び資産名を記入してください。
※資産名がカタカナ表記になっていれば、カタカナで記入してください。

減少する資産の数量及び取得価額を記入してください。

減少する理由で特記することがあれば、記入してください。

令和7年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

（増加提出用）

変更用明細書

所有者コード		所有者名		1枚のうち						
1	2	岸和田城印刷株式会社		1枚目						
行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	価額	課税標準額	増加事由	摘要
01	2	18001121	大型裁断機		H	1,950,000			1・2 3・4	取得価額変更
02	6	13101027	応接セット		H	145,000			1・2 3・4	資産名称変更
03	6	22101033	ルームエアコン		H	198,000			1・2 3・4	取得年月変更
04	6	22101031	パソコン		H	799,000			1・2 3・4	耐用年数変更
05									1・2 3・4	

同封の「償却資産種類別一覧表」に記載の資産コードを記入してください。

変更後の資産名称を記入する場合は、漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベット等を使用して、20字以内にまとめて記入してください。なお、濁点、半濁点は1字分として数える必要はありません。

『変更用明細書』と書き替えてください。

変更内容を記入してください。

記入不要

7 償却資産に関するQ & A

1 申告に関すること

Q 1 償却資産とは何ですか？

A 1 会社や個人で工場・商店などを経営しているかたや、駐車場やアパートなどを貸し付けているかたが、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具及び備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

Q 2 税務署に確定申告をしていますが、市役所にも申告が必要ですか？

A 2 確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は市税の固定資産税の計算に必要です。それぞれの内容に応じて申告してください。

Q 3 償却資産申告書や納税通知書の送付先を変更したい。どうしたらよいですか？

A 3 申告書の所有者欄に住所・氏名が印字されている場合は、二重線を引き、希望する住所を記入し、その横に（送付先）と記入してください。

Q 4 事業所を廃止・閉鎖した場合にも申告は必要ですか？

A 4 事業所を廃止・閉鎖した場合はその旨を申告してください。申告書の右下の18備考欄「市内事業所の廃止・廃業・解散」で該当する箇所を○で囲んでいただき、当該日付を記載してください。

Q 5 該当する資産を所有していない場合でも、申告は必要ですか？

A 5 資産の所有状況を確認させていただくため、申告書の右下の18備考欄「該当資産なし」を○で囲んでいただき、申告してください。

Q 6 資産の増加・減少がない場合でも申告は必要ですか？

A 6 必要です。償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。前年度の申告以後、資産の異動がない場合は、申告書の右下の18備考欄「資産の増減なし」を○で囲んでいただき、申告してください。

Q 7 免税点未満でも、償却資産の申告は必要ですか？

A 7 免税点未満の方であっても、1月1日現在において償却資産を所有している場合は、申告が必要です。

Q 8 償却資産を相続した場合、どのように申告すればよいですか？

A 8 申告書の所有者欄に住所・氏名が印字されている場合は、二重線を引き、新所有者に書き換えて申告してください。申告書の右下の18備考欄に「○月○日□□死亡に伴い全資産相続」などの記載をお願いします。

Q 9 法人が合併や分割をした結果、償却資産の異動があった場合はどのような申告が必要ですか？

A 9 合併や分割をした結果、承継により資産が増加した法人については、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「合併による増加」と記載して申告してください。

また、合併（分割）後の法人へ資産が移動した法人については、種類別明細書（減少資産用）の摘要欄に「合併による減少」と記載して申告してください。あわせて、商業登記の写し等、合併や分割がわかる資料の添付をお願いします。

Q10 取得価額を算定する場合、消費税はどのように取扱いますか？

A10 税務会計上で採用している経理方式により異なります。

経理形式	取得価額
税抜経理形式	消費税を含まない金額
税込経理形式	消費税を含む金額
経理方式にかかわらず消費税の納税義務が免除されている事業者	

2 申告対象資産について

Q11 貸駐車場を所有している場合も申告は必要ですか？

A11 所有されている土地については、通常土地として固定資産税の対象となりますが、それ以外のアスファルト舗装、フェンス、街灯、白線工事、車止めなどは、償却資産の申告が必要です。

Q12 テナントとして店舗を借りて事業をしています。テナント側の費用で施工した内装は誰が申告するのですか？

A12 テナントの方が申告してください。テナントの方が自己の費用で施工した内装、建築設備（電気設備、給排水工事、衛生設備、空調設備など）は、テナントの方が所有する償却資産となります。

Q13 耐用年数を経過し、減価償却済みの償却資産の申告は必要ですか？

A13 減価償却の終わった資産も申告してください。その資産が事業に使用できる状態にある限り申告は必要です。なお、固定資産税での評価額の最低限度は取得価額の5%です。

Q14 将来的に使用予定があるが、現在使用していない資産も申告が必要ですか？

A14 未稼働資産や遊休資産、その休止期間に必要な維持補修を行っている場合や、一時的に休止しているだけでいつでも稼働して事業の用に供することができる状態の場合であれば、償却資産として申告してください。

Q15 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産は、申告の対象になりますか？

A15 申告の対象になります。租税特別措置法において、中小企業者に該当する法人・個人事業者については、取得価額が30万円未満の減価償却資産を損金に算入できる措置が講じられていますが、この特例は国税（法人税・所得税）に関する制度ですので、固定資産税（償却資産）では適用されません。

Q16 家庭用にも事業用にも使用する備品類は、申告の対象になりますか？

A16 家庭用として使用する資産であっても事業の用に供する資産であれば、償却資産の対象となります。課税される部分と課税されない部分との区分（按分）して取り扱うことはできません。

Q17 法人の代表者所有の建物に当該法人が自己の事業用として取り付けた建物附属設備（建築設備・内装等）は、申告の対象になりますか？

A17 「法人の代表者」と「当該法人」は別人格になるので、テナントと同様の取扱いとなります。

Q12の質問回答のとおり、申告してください。

岸和田 申告 MODE

提出前に次の確認をお願いします。

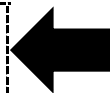
- ☐ 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 申告書にマイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はされていますか？
- ☐ 申告書に事業所等資産の所在地は記入されていますか？
- ☐ 申告書に事業所用家屋の所有区分欄は記入されていますか？
- ☐ 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか？
（わかる場合は記入をお願いします。）
- ☐ 種類別明細書に耐用年数の記入はありますか？

〒596－8510

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所 固定資産税課 行

（償却資産申告書在中）



このラベルを切り取って、申告書
送付の際、ご利用ください。

※本市の受付印を押した申告書控えの返送
を希望される場合は、必ず切手を貼付し、
送り先を記入した返信用封筒を同封してください。